

資料 3

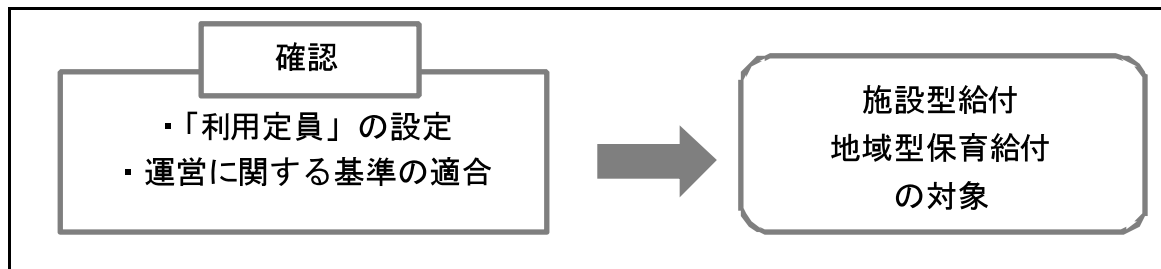
平成 27 年 3 月 23 日（月）

第 6 回佐倉市子育て支援推進委員会

新制度に基づく確認にあたっての利用定員の設定について

1. 確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度において、市は、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者からの申請に基づき、対象施設・事業として「確認」したうえで、給付による財政支援の対象とする。



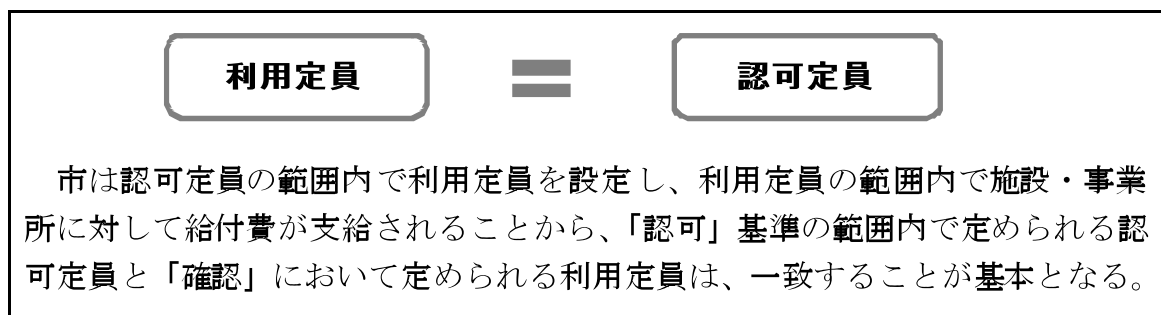
※子ども・子育て支援法の施行時に、現に認可・認定を受けている認定こども園、幼稚園及び保育園については、別段の申出があった場合を除き、確認があったものとみなされる。（みなし確認）

2. 利用定員の設定に関する意見聴取について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て会議において、新たに市で施設・事業の確認をする際に、教育・保育施設及び地域型保育事業の「利用定員の設定」に関して意見を聴くこととされている。

3. 設定にあたっての基本的な考え方

佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 30 日佐倉市条例第 24 号）第 4 条第 2 項の規定より、利用定員を設定する。



※新制度への移行を希望せず、確認を受けない旨の別段の申出があった施設については、利用定員を設定しない。